

第41回
東京地方裁判所委員会
(平成29年6月8日開催)

東京地方裁判所委員会（第41回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成29年6月8日（木）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

東京地方裁判所第一会議室

第3 出席者

（委員） 上原智明，太田晃詳，岡野 保，小川久美子，奥田正昭，各務 豊，門田美知子，桑子敏雄，小林克信，近藤昌昭，柴垣明彦，高橋順一，中里智美，早瀬保行，藤田幸子，森本英彦，森本宏，矢尾和子

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京簡裁事務部長，同民事兼刑事次席書記官，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係員

（プレゼンター）

東京簡裁墨田庁舎業務統括裁判官 岡光民雄，民事調停委員 藤井寿々子

第4 議題

「民事調停について」

第5 配布資料

- ・「民事調停制度」と題するレジュメ（パワーポイント）
- ・「はじめての民事調停」と題するチラシ
- ・「ご存知ですか？簡易裁判所の民事調停」と題するリーフレット
- ・「特定調停の申立てをされる方のために」と題するリーフレット（事業者用）
- ・「特定調停の申立てをされる方のために」と題するリーフレット（一般用）
- ・司法の窓

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（上原委員，太田委員，小川委員）

3 議題「民事調停について」

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所職員，■：プレゼンター】

民事調停の制度，具体的取り組みについて，プレゼンターによる説明があった後，以下のとおり質疑応答があった。

- 調停データの新受件数のグラフがありますが，地裁で受理する調停事件とはどのようなものがあるのでしょうか。簡裁との違いはあるのでしょうか。
- 基本的には，調停事件は簡裁が受けるようになっておりまして，地裁で扱うものは，当事者が予め合意で管轄を決めているものや，訴訟が起きてから付調停で調停に付すものであるとか，法律に特別の規定がある場合です。

- ◎ 他の委員の方がいかがでしょうか。調停の仕組みや流れ、事件の動向について、ひと通りご理解頂けたでしょうか。

そうしますと、調停事件が全般に、特定調停を中心に減少してきており、それ以外の一般調停について見ても、ここ数年、毎年少しずつ減少してきている実情があるのですが、みなさんは、この点について、どのようにお考えでしょうか。調停事件が減ってきているのには何か理由があって、その原因に照らし、むしろ申立てをしてももらう方向で何らかの方策を検討する必要があるのか、それとも減ったら減ったでしようがないような事情があるというふうになるのかどうか。その辺について、感想なり御意見あればお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

実際に普段、一般の消費者等から色んな相談を受け、トラブルの解決に苦心しておられる方たちが何人かいらっしゃると思うのですが、そのような方たちの目から見てどのようなものでしょうか。

- 私どもの都民の声の窓口で、何かトラブルとなって、これは感想めいてしまうのですが、解決したいというやはり、私たちはできる限り選択肢を示そうとはしているのですが、とにかく弁護士に相談したいと具体的におっしゃる方が多い印象です。
- ◎ 争い自体が少なくなっていて、そんなに紛争の実態がないのではないかという感覚はお持ちでしょうか。
- 私どもの窓口には、都政に関するかなり色んなことが多岐にわたって来るので、個人的なトラブルという部分が、いまデータがないのですが、トラブルが減っているということは私の印象としてはないです。やはり一定程度あるという印象です。
- 私どもは、消費生活センターや法律相談、窓口対応など色々ありますが、統計的にはっきり分かりませんが、トラブルが減っているという印象は全くなくて、むしろ、精神的に敏感になっている方が多くなっている感じがしまして、昔トラブルにならなかったことも、段々トラブルになってきている感じで、トラブルは増えているのではないかという印象を持ちます。
- ◎ 弁護士の立場から見て、すくい上げるべき紛争なり事件なりは潜在していて、それをうまく拾えていないのか、それとも、そういうものが減ってきているから当然減ってくるという感覚なのか。その辺はいかがでしょうか。
- 私自身は、調停のこのパンフレットはよく使わせて頂いているのです。弁護士の目からすると、相談に来られた方について、弁護士費用との兼ね合いで、果たして事件を受けたらよいのかどうか迷うケースが非常に多くて、近隣紛争であるとか、男女間トラブルであるとか、そういうことで弁護士費用を負担していただくことに躊躇を感じるケースがかなりあった。そういう場合は、最高裁のパンフレットをお渡ししてですね、手続をご説明してやっていただくということで、非常に、私としては、民事調停というものは使い勝手がいいということで勧めています。

なぜ事件数が減ってきているのかということは、よく分からないのですが、まだまだ

勧めてもどんな手続なのか分かっていच्छらない方がほとんどなので、そういう意味では、やはり市民の方々に対する民事調停の認知度が低いのではなかろうか。減っている原因は分かりませんが、もう少し認知度が高まっていけば利用できる制度であると思います。

あと、弁護士会の方では私も仲裁委員をやっておりますが、色んなところでADRがやられているので、そういう意味では、かつてよりもADRの方に事件が流れているということがあるのかもしれない。

- 私の感覚でもトラブルは別に減ってはいないのですが、一つはADRの多様化ということで、国の関係のADRもありますし、そういうところは専門的な委員もいるので、そういうところを勧めることもあります。

それと弁護士の問題なのかもしれませんが、調停を嫌う先生もある感じがしまして、調停は時間ばかり取られて、何の解決にもならないとはっきり言う先生もいて、そういう先生は、本来調停で解決するのが望ましい、白黒はっきり着けるよりも、その後の将来の関係を維持していくためには、むしろ調停の方が望ましいと思われる事件も、あえて裁判するように勧めてらっしゃるようで、若干手続の選択を誤っていると思われるようなことも散見されます。

- 私は、墨田簡裁の調停に行ったのは数年前になりますが、件数の問題でいうと、一般民事の普通の訴訟事件も数も一時期は増えましたが、今は二十数年前と同じくらいのレベルに戻ってきたということが、どういう意味を持つのかということと同じようにですね、調停事件も決して増えてはいない。減少している。これは本当によくわからなくて、紛争はないとは思わないですが、なんで法律の世界のところに来ないかというのが疑問です。

弁護士会でも色んな広報活動はやっていますが、期待された効果はあげていない。同じように、調停制度も広報が足りないのだろうと思います。なんで増えていかないんだろうなというのは、調停制度に限らず、法的紛争の解決が、法律の世界に来ていないという意味の、全体的な感覚はあります。原因はまだ分からないです。

- ◎ 今までのお話ですと、紛争としては潜在化していて、顕在化していないものはまだまだあるけど、それらがどうもまだ吸収できていない、吸い上げられていないというふうに分かるわけで、そうすると、何らかそれを実際に解決に向けて、手続に乗せていくという工夫が望まれる、そういうことではないかと思います。

報道機関の方で見ておられて、調停の利用とか、争いと調停との関係で感想めいたことをお持ちの方いらっしゃいますか。

- 普段の報道で調停を取り上げることは極めて少ないです。個別の調停がたまに載るくらいで、調停の制度そのものを取り上げることは少ないのが実態です。そういう意味では、報道機関でも、制度を知ってもらうために工夫はしていきたいとは思いますが、一般の認知がまだまだ足りないという気がしています。なかなか記事になるものが少ない

というのが実情ですね。

- ◎ 要するに、記事として取り上げるだけの報道価値が少し弱い面もあるということでしょうか。
- そもそも近隣トラブルとか記事になりにくいです。
- ◎ 広報が一般に足りないのではないかという御指摘だと思うのですが。
- 制度そのものを紹介するという機会がなかなかないので、機会を見て出来るだけ紹介しようとはしているのですが、先ほどお話のあった、最高裁の、司法制度研究報告とか、そのほか、民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書とか、そういう中で、民事調停を利用しやすいものにしていこうという提言、報告がありまして、そういうものは記事化しているのですが、正直申し上げて、報道の量は少ないと思います。
- ◎ そうすると、何か工夫をしてお話を持っていけば、それを載せるという方向もあるということでしょうか。
- 広報の方と連絡をとって意見交換していくという形なのかなと思います。
- 私は、調停制度はまだ一般住民に認知されていないのではないかと感じます。
裁判は傍聴できますが、調停は傍聴できないものですから、実際に調停制度がどのように進められていくかというのが、なかなか一般の人には分からない。先ほどの説明で、リーフレットを置いている、政府のテレビで放映しているとのことでしたが、必ずしもネットで見ている人だけがトラブルを調停で解決したいとの事でもないと思います。リーフレットだけでは、調停制度を利用したいと思っても調停がどのように進められていくのか、どのようなものなのかが分からない。手続の簡単さ、プライバシーが守られるなど、とても良い制度なのですが、なかなか理解できない。
- ◎ 手続の流れの具体的なイメージができないということでしょうか。
- はい。
先ほどの説明で、模擬調停をされているとのことでしたが、模擬調停のテープを市区町村の窓口に置いていただく。市区町村窓口との関係もありますので、調停に興味のある人、調停を利用してみたいと思っている人に、模擬調停のテープで調停が実際にどのように進められていくか、具体的な進め方を見ていただく。先ほど、裁判に合うものと調停で解決した方がよいものとあるのと言われておりました。それぞれの特徴があるので、住民が調停制度がどのようなものかを知って理解し、選ぶという事があってよいと思います。
最高裁のやっている「法の日イベント」に模擬裁判はありますが、模擬民事調停は私の知っている限りありませんでした。このようなイベントのときに、取り上げていただくというのが、効果的なのではないかと思いますが。
- ◎ 広報の具体的な方法論についてまで論じていただきました。実は裁判所で、新たな模擬調停を具体的に企画しているのですが、この点についてはまた後ほど、広報を具体化して議論する段階でご紹介させて頂きたいと思います。

まずは、とりあえず民事調停の認知度というところで、もう少しお話を伺いたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

- 御説明あったとおり、非常に手続も簡単ですし、コストも掛からないわけです。今の時代背景を考えると、人々はこの十年以上、どれだけ生活コストを節約するかという点に非常に大きな関心を抱いて生活しているわけです。したがって、こういう制度があるのだったら、通常であればむしろ利用度は増えるのだと思うのです。

しかし、それは増えてこない。トラブルも全然減っていない様子だと。そうすると、従来、この制度を利用するのは、やはり、他の委員がお話されたように、まずはこういうことを一般の人は知らないのです、弁護士さんに相談に行くと。そして、弁護士さんの方で、これはこういう制度です、というルートなのかと推測するのです。その辺データがあれば教えていただきたいのですが。であれば、やはり、一般の方に直接、パンフレットを提供するのが大事で、日々裁判所に出入りしている方は、裁判所のパンフレットを見るわけですけど、普通の人、裁判所に来るということはまずないわけです。なんとなく、そういう時代背景とか、他の委員のお話を伺っていて、その辺りが理由になっているのではないかと。

要するに、世間の人、直接はこのことはほとんど認識していないのではないかと。認識すれば多分増える時代なのかと思います。

- ◎ それでは裁判所の方で揃えているパンフレットが、どのような形で配布され利用されているのかという点について説明してもらいましょう。

- パンフレットの一枚目、今の「調停のあらまし」と題するものが、トータルで、平成28年度、約580枚です。パンフレット「専門調停の手引き」がトータル約130枚です。「ご存知ですか簡易裁判所民事調停」がトータル約1万枚です。特定調停の申立てのためにというのが二種類ありますが、事業用が約7800、その他が約6400という数字であります。

配布先は、裁判所関係が、物によって違いますが、半分くらいです。あとは、弁護士会、法テラス、司法書士会、消費生活センター、警察、各市町村に配布していますが、先生方がイメージする何万、何十万という発想からすると、貧弱かもしれません。

- ◎ 全体で、約一万枚という数で、裁判所に半分位、それ以外の司法書士会等に半分くらいを置いて頂いて、そこから取って見ることのできる状況にはしているのです。裁判所だけに置いてあるというわけではありません。

たとえば、地裁委員会で議論する前の段階で、民事調停、そんなもの聞いたことないという方はいらっしゃいますか。

- 民事調停の言葉は聞いたことはありますが、実際どのようにされているのかよく分かりませんでした。今回の話を聴いて、専門的に調停をする能力がある方が集まって、話を進めていただけるといって、こんな素晴らしいシステムがあるのだなと思いました。ぜひ各警察署の相談担当にこういう制度があると指導して頂きたいなと思うのです。

というのも、恐らく、トラブル発生時の大半は、一般の方は、まず警察署の相談窓口に来るのじゃないかなと思っておりまして、実は警察署の相談窓口は殺人的な状態になっていて、各警察署には生活安全課に相談窓口があるのですが、昔は家事相談と呼ばれていたのですが、とにかく色々な相談が来ます。昔は一人二人でやっていたのですが、今は足りなくて三人くらいで席に座っているのですが、朝から帰るまでずっと相談を受け付けているのです。電話もずっと鳴っていて、各警察署で最もやりたくない係の二つのうちのひとつと言われています。一つは、変死の取り扱いで、もう一つは、この相談窓口です。どちらも精神的な負担が非常に大きいというわけです。それで、私は警察署長、副署長の立場で、常に係員をチェックしておかないといけないのは、この両部門なのです。定期的に係員の話聞いていないと、もたないと。そういうものが非常に多くなっております。

そういう中で、事件化できるものは刑事課に来て手続が進みます。ストーカーやDVに達しているものはそちらで刑事手続になりますが、一番困るのが、男女間のトラブルなのだけど事件化は無理で、どうやってまとめていけばよいのか。例えば、隣同士の音がうるさいという話で、お互い殴り合ったりはしていないけれど険悪な状態になっているので何とかして欲しいとか。警察は実際の行動をやらないと何もやってくれないということ言われます。そういう中で、こういう素晴らしい制度があるということ今日聞いたので、生活安全部の者に話して、積極的に話を伺って、パンフレットを取り寄せる等して、そちらに促すような道を考えていきたいと思えます。

- 今の話を伺って、若干似たようなことなのですが、弁護士会の法律相談は減っているのですね。しかし、市役所の法律相談はいつも満杯なのです。そういう意味で、市民の方は、公的機関での相談に非常に行かれていますので、このパンフレット、民事調停自体について、各市町村の窓口にどのくらい置かれているのかご確認いただいた上で、逆にいえば、市民相談課の方に集まっていたら、制度を説明することによって認知度が、あるいは、調停に来る方が増えるのではないかと感じました。

- ◎ 実際のところ、各警察署に30部程度置いてあります。また、各市町村にも30部程度置いてある実情と聞いております。

ただ、裁判所では法律上の紛争の中身についての相談に応じることが基本的にできないことになっています。手続相談ということで、どのような手続があつて、どのようなものであればどのような法律解決手段が適切かという教示はできるのですが。あなたの言い分が正しいとか間違っているという、中身についての関わりがなかなかできないというのが一つ問題ではあります。

- 私は専門的ではありませんが、私自身も紛争解決的なことをやっておりまして、行政と地域住民との公益事業のトラブルに関して、間に入って合意を形成するということをしております。民事調停やADRについても聞いたことがありましたけど、それらはあまり浸透していないなど。大学の教育の中で取り扱われているかと。あるいは、近隣の

紛争であれば、子ども同士の喧嘩、両親の関係、また、いじめの問題などは、調停の範囲に入りますか。入るといふことであれば、調停の力を借りることは非常に大事なのではないか。教育の現場でそれがきちんと機能しているかも考えてみるとよろしいのではないかなど。子どもたちがトラブルに対してどのように取り組めばよいのか、という問題意識を教育の関係でもっていただければよいのかなど。

私が今関わっているのは入会紛争的なもの、温泉権の問題なのですが、地域を挙げて大変な事態になっております。

私は大学で倫理の問題を扱っておりますが、たとえば医療事故、医療技術に関する例、これはかなり高度な知識が必要だと思うのですが、医療事故のような問題をどのように進めているのか、興味がありまして。その辺を伺えればなど。また、大学での教育と兼ね合わせて、何か工夫ができるのではないかなと思います。

- ◎ 医療過誤的な紛争について、裁判所がどのように対応しているか説明します。
- 医療の事件も現にあるわけで、内科とか脳外科とか色々あります。医師を何人か調停委員としてお願いしています。当該事件に相応しい医師の調停委員をお願いし、その方と、裁判官と、一般の調停委員あるいは弁護士の調停委員の三者で調停委員会を構成します。専門的なことは医師の調停委員に聞きながら進めます。そこで、入口の整理がかなり出来まして、話し合いを勧められるのかどうか仕分けが出来てきます。調停が成立することもありますし、不成立で訴訟になる場合もあります。大きな事件ですと、鑑定をどうするか、鑑定費用をどうするかが問題になります。また、事件の大きさのほか、調停で済ませるのかどうか、争いを早期に解決したいかどうかとも問題となります。それらの組み合わせでいろいろな解決の工夫がされています。
- いじめの問題の場合はどうなりますか。
- いじめの事件も現にあります。中学生のいじめられた子の家族なり本人が、いじめた子の親を相手にする。その際に、どの子が一番激しくいじめたかとか、責任の度合いとかを、あまり見えないようにするとか、いろいろな工夫をして、トータルで相手の親がお金を出して解決するといった例がありました。
- ◎ 難しい場合には、弁護士の調停委員の方に入って頂いたり、かなりベテランの調停委員と組み合わせることによって、事案の適切な解決に向けて色々とお話をして頂くといった形で工夫をしております。

ついでに、専門家調停委員の関与した調停について、どれくらいのバリエーションがあるのか御紹介して頂いたらどうでしょうか。普通の調停だけではなくて、専門的知見を要する事件についても、かなり対応可能な状況にあると思っております。

- 建築事件については地裁が扱う例が多くなりますが、建築士の方に入って頂いています。また、土地の価格が問題となる事件の場合は、不動産鑑定士の方に入って頂いております。最近では、ペットの事件も増えてまいりまして、先般は、獣医の方を獣医学会に推薦依頼しまして、調停委員になっていただいております。たとえば、十何歳のペットが

病気に罹って死んだが、それは治療した医師がおかしいのだと、自分の子どもが亡くなったくらいの想いで紛争になっているわけです。どう進めていくかというときに、プロの獣医の調停委員の方からすれば、寿命ということもあると、人間ではだいぶ高齢に相当すると、そういう知識をお持ちですので、これが役に立つことがあります。

また、会計士や税理士に、特定調停の企業の事件についてお願いする場合もあります。

- ◎ それぞれの専門家を相当数抱えておまして、いま出た他にも、社会保険労務士の方とか、弁護士の方はかなりたくさん調停委員になって頂いておりますので、色んなバリエーションの紛争に対応可能と理解しております。

さて、先ほど委員から調停制度に比較的肯定的な評価を頂いておりましたが、調停の紛争解決機能という点についてどのような認識を持っておられますか。

- 私は調停制度を非常に良い制度と思って使わせて頂いております。私自身も調停委員をやっておりますが、今、専門家のことがありましたが、たとえば不動産の価額について、借地の関係とか評価の関係で争いになったときに、専門家の不動産鑑定士の方が調停委員になられていましたら、普通裁判ですと相当なお金がかかるのですが、簡易な形で、専門家の立場で、正式なものではありませんが、専門家の立場からすると相場でしょうかと言われたら、当事者同士も専門家が言っているからこうまとめようか、という形で、コストも非常に安く紛争が解決できるという経験があります。そういう意味で、使い勝手が良いと高く評価しております。
- ◎ 先ほど、弁護士の中には、調停制度を否定的に捉えているという方もあるということでしたが、それはなぜ否定的な評価になるのか。その辺いかがでしょうか。
- 私も、調停制度はうまく使えば使い勝手の良い、かつ、柔軟な解決が可能という点で評価しています。

一つは、若手の弁護士は必ずしもそういうある意味日本的な解決が好きではないというか、勝ち負けにこだわるというか、そういう性格の方もあるようで、あえて調停にせずに、いきなり裁判と持ってくる方があります。また、大家と呼ばれるような大先生でも調停にしないという方もあるようで、私の感覚とは違うかなと思っていることが多いです。

- ◎ 委員のことではないので、分からないことだと思いますが、そういう方はなぜ利用しないのでしょうか。
- 一つは、調停が不成立になった場合、結局裁判を起こさざるを得ないと。二度手間になるということで、いきなり裁判して、裁判になっても、裁判上の和解ができるのだから、結局和解相当であれば、裁判所のイニシアチブで和解してくれるのだという見込みのもとで、裁判をいきなりする先生もいると思います。
- ◎ 調停自体について、みなさんどのようなイメージを持ってらっしゃいますか。
- 隣人同士とか家庭内とかで解決できないこととか、そういうイメージがあるのと、もう一つは調停に持っていったときに、後ろめたさみたいな、知られたくないとか、何か

内のことを世間に晒すような感覚を持つようではないかなと思います。

ちょっと問題がずれて申し訳ないのですが、広報の問題と、医療事故について二点ほどあります。

一つは、広報のことで、文科省や厚労省の関係で、もの凄い量のリーフレットが来るのですね。しかし、民事調停等のものはあまり来ないですよ。そうであれば、たとえば区にコミュニティセンターがあるのですよ。そういう地域住民の集まるところに置いておけば良いのではないかな。なぜそういう所を利用しないのか。

それと、医療事故の関連で、介護関係の紛争、たとえば、介護過誤、虐待等が増えていると思うのですが、そういうものは調停で扱われているのでしょうか。

- ◎ それは、色々な種類の事件がありますから、もちろんあると思います。
- そういふときの専門家は、どういふ方を呼ばれるのですか。
- 介護の詳しい方に調停委員をお願いするということになります。
- 今現在いらっしゃるのですか。
- 定かではないですが、介護事件はそんなにないと思います。
- 裁判としては介護訴訟の問題が増えていると聞いていますが。医療関係と、介護関係と、家事関係と分けた訴訟みたいなことしていると聞いたことがあるのですが。
- 介護関係の調停事件は、明確ではないのですが、あまりないと思います。訴訟の方では、民事事件として、施設を相手にお金を請求するものがあつたかと思ひます。
- それと、もう一つ、他の委員が前におっしゃたように、特に介護事件については、弁護士が調停ではなく、いきなり裁判に持つていくことが多いのではないかと感じています。
- ◎ 今、広報について、リーフレット等を置く場所をもつと考へた方がいひという御指摘を受けたこともありますので、今後さらに数を増やすなり、あるいは場所を考へる等工夫をしていく必要があると思ひます。ありがとうございます。

さて、これから広報をしていくにあつて、法教育という側面での広報というのも大きな課題だと思ひますし、どういふ形で、広報すればもつと知ってもらえるかという点についてご意見あれば伺ひたいと思ひます。

困つている人が直ぐに調停に飛びつくかと言われれば、困つた事態が生じる前の段階でそういうものがそもそもあると知つていることが大事なのだろうなと思つていて、困つてから弁護士に相談に行くのでは時期的にはだひ遅いわけですから、何かあつたときに直ぐに調停ということが想定できるかという意味では、もつと広く広報の必要があると思ひます。今度は広報の手段について、何かご意見ありますでしょうか。

- 教育の必要性は全く同感でして、大学生もそうですし、高校生に対して、社会に出たときに、トラブルにあつたときにどういふことをやつたらいいのかという観点での教育はほとんどされていひないと思ひまして、法の支配が市民の中にきちんと浸透してくためには、高校や大学の段階で、特別授業等で司法関係者を含めて作つていく必要があると、

高校生らの頭の片隅に、こういう形ができるのだなというのがあれば、あとはそこを取っ掛けとして、自分で調べて行けるのではないかと思います。

- 大学の法学部の先生は、だいたい法の解釈学が専門の方がほとんどで、法の解釈学が講義されています。学生たちは、法の解釈学よりは、どういう制度の社会に生きていて、トラブルにどう対応したらよいのかという観点で学べた方がよいのではないかと思います。
- ◎ 当庁で新たな模擬調停を試みようとして検討しているのですが、それについて、担当者から説明します。
- これまで模擬裁判を行ってきましたが、今回は、高校生を対象に、高校生に調停委員役をやって頂いて、調停委員の方もしくは簡易裁判所の裁判官に指導役をお願いして試みたいと思っています。好評であれば続けて行きたいと思っています。
- ◎ 要するに、体験型で少し調停というシステムに自ら主体的に関わっていく中で、今後どのように紛争と向き合っていくのかということを考えてもらいたいと思いい、検討を進めているところです。場合によっては、報道機関にもお話したいなと思っています。
- もし模擬調停をするのであれば、今、子どもは低年齢化していますので、大学生等ではなく、もっと小さい方、中学生くらいに年齢を下げた方がよいと思います。いじめ等を例に、中学生、小学生高学年くらいに対象を下げることも考慮されたらよいと思います。
- ◎ 広報のツールとか媒体の問題があるのですが、色々と工夫する上で、報道機関の立場から見て、調停の広報について、こういうことが考えられるとか、こういう工夫ができるとか、御指摘ないし御示唆があれば大変ありがたいところなのですが。
- パンフレットを作られたり、努力されているのは分かるのですが、非常に具体的に変わったときに面白いなと思います。ペットのトラブルとか、いじめのトラブルとか、不動産のトラブルとか、マクロな話で聞くと、自分のことのように聞こえない、自分に関係することに聞こえないと思いました。雑駁で広く浅いものは作っても面白くないのですが、具体性を帯びてきたときに面白くなり、ようやく受け手に届くわけです。

パンフレットにしても、具体的なお話が面白いので、そういう個別具体的なケースを反映していけば、関心を持ってもらえるのではないかと思います。私の業界でも、単にデータだけを見せられるよりは、具体的な、ミクロな、たとえば離婚の数が増えているとか分かれば訴求力があると思うのですが。

配布資料のデータの中で、何割くらい、いじめが占めているのか等、分かれば面白いと思います。
- ◎ 事件のデータとして、貸金返還請求とか、交通事故に関する問題とか、そういう括りでは統計を取っていますが、損害賠償の中身として、いじめとか介護とか、そういう具体的な個別の統計は取っていません。
- 制度的な概要を示すことも大事だとは思いますが、裁判員制度の際に、漫画で分かり

やすくやったり、DVDも作られたと思います。調停委員を主役にドラマを作って頂ければと思います。子どもさんにも分かりやすいものも作ってもらえればイメージが湧くのではないかなと思います。

- ◎ 先ほど、ターゲットを低年齢に絞ってやるという意見も含めて、色々なアイデアを頂きました。今まで出た意見の他に、裁判所がこれから広報において、こういう視点でやればよい、今は生ぬるいというということがあれば、ぜひ教えていただければと思います。
- 消費生活センターでは、イベントをやっております、その中で消費者トラブルの事例を寸劇や動画で見せたりしています。短い動画でも良いですが、自治体のそうしたイベントで見せたりしたら、身近に感じられると思います。
- ◎ 様々な切り口の御意見を頂き、どうもありがとうございました。検討させて頂きたいと思います。

第7 次回のテーマについて

奥田委員長から、「裁判所には、毎日たくさんの方が来庁し、様々な活動が行われている。また、9月には防災の日を迎える。そこで、裁判所として、災害発生時の対策をどのように考え、どのような対策を講じればよいのか、色々と検討をしたいので、委員の皆さんから御意見を頂戴したい。そこで、次回の議題として「裁判所における災害発生時の対応について」を採りあげたい。」旨の意見が出されたことから、第42回は、これをテーマとすることになった。

第8 次回の開催期日について

10月25日(水)午後3時30分